

介護予防ケアプラン作成の契約方法が変わります

現在、要支援1, 2の方の介護予防ケアプランは「地域包括支援センター」のケアマネジャーが作成しており、サービスのご利用にあたっては地域包括支援センターと契約を結んでいただいております。

令和6年4月1日に介護保険法が改正され、「介護予防支援」について市の指定を受けた居宅介護支援事業者と直接契約を結び、プランを作成できるようになります。

◆介護予防ケアプランの種類と契約

①介護予防支援

下記の介護保険制度のサービスを利用した時

◇訪問看護 ◇訪問入浴 ◇訪問リハビリ ◇通所リハビリ ◇福祉用具貸与 ◇ショートステイ

上記サービスと右記の訪問型サービスや通所型サービスを一緒に利用した場合も介護予防支援となります。

②介護予防ケアマネジメント

下記の介護予防・日常生活支援総合事業(市独自)のサービスのみ利用した時

◇訪問型サービス ◇通所型サービス

事業対象者の方はこちらのサービスのみの利用となります

指定を受けた居宅介護支援事業者または
地域包括支援センターと契約可能

地域包括支援センターと契約

◆注意事項

○利用サービスを追加、中止した時、ケアプランの種類が変わり、契約者が変わる場合があります。どのような契約方法が望ましいか、担当ケアマネジャーにご相談ください。

○①介護予防支援・②介護予防ケアマネジメントともに、地域包括支援センターと契約した場合でも地域包括支援センターと契約した居宅介護支援事業者が介護予防ケアプランを作成することも可能です。